

# 公益社団法人日本不動産 会員の個人研究を助成する制度に関する規程

2024年6月10日理事会決定

(目的)

第1条 本規程は日本不動産学会（以下、本学会）の会員個人の研究を助成（以下、研究助成）するための制度（以下、研究助成制度）について定める。

(予算措置)

第2条 研究助成を行うため、年度ごとに、本学会の一般会計に予算措置を行う。

(研究計画、審査、採択)

第3条 研究助成を受ける会員個人の研究は、本研究助成制度に応募するための研究計画（以下、研究計画）書を提出し、審査を受けた後、本規程等に定める手続きを経て採択された研究（以下、助成研究）に限る。

(研究費助成金)

第4条 第2条の予算措置に従って、助成研究遂行に要する費用（以下、助成研究費）の一部または全額を充当するための研究費助成金（以下、研究費助成金）を支出する。

2. 前項の研究費助成金には当該助成研究により一定の研究成果をあげるべき期間（以下、助成期間）を定める。

(応募資格)

第5条 研究助成制度への応募者（以下、応募者）は本学会定款（以下、定款）第5条第1項第1号に規定する本学会正会員（以下、正会員）に限る。

2. 本学会の会費滞納者は研究助成制度には応募できない。

(応募条件)

第6条 学生会員である正会員（以下、学生会員）が応募者である場合には、第3項の応募条件を満たす正会員である指導教員がメンターとなって当該応募者（学生会員）が研究成果を挙げることに責任を果たす誓約書を提出した場合に限り本研究助成制度に応募できる。

2. 前項の規定におけるメンターとしての責任は当該学生会員が第4条第2項の助成期間中に正会員になった場合においても果たされなければならない。

3. 学生会員でない正会員が本研究助成制度に応募する場合には、過去 5 年以内における本学会機関誌『日本不動産学会誌』（以下、機関誌）での掲載論文（査読付論文に限る）または本学会の学術講演会（以下、学術講演会）審査付き部門での発表論文が合わせて 1 編以上であることが応募条件として必要である。ただし、それらの論文が共著論文の場合には、原則として、そのいずれにおいても筆頭著者または連絡先著者（corresponding author）であることが必要である。

4. 学生会員である正会員が本研究助成制度に応募する場合には、第 1 項に規定する誓約書が提出されている他、過去 3 年以内における機関誌での掲載論文（カテゴリーは問わない）または学術講演会審査付き部門ないし一般部門での発表論文が 1 編以上であることが応募条件として必要である。

#### （助成研究者の責務）

第 7 条 研究計画が採択された応募者（以下、助成研究者）は、第 8 条に規定する研究期間が終了してから 2 年度以内までに、当該助成研究の成果（以下、研究成果）として機関誌（審査付き論文に限る）または学術講演会審査付き部門で論文を 1 編以上掲載しまたは発表しなければならない。

2. 助成研究者は、研究期間が複数年度にわたる場合には、当該研究期間中は学術講演会審査付き部門または一般部門で中間報告等を行わなければならない。

3. 研究期間中に第 1 項に規定する研究成果が掲載または発表された場合には、前 2 項に規定する研究成果発表の責務は果たされたものとみなす。

4. 助成研究者は、第 1 項および第 2 項に規定する研究成果発表の責務（以下、助成研究者責務）および第 13 条に規定する研究費助成金の返還義務を確認するための誓約書を事前に提出しなければならない。

5. 第 1 項の規定にかかわらず、第 11 条に規定する委員会の発議に基づいて本学会理事会（以下、理事会）が承認した研究発表等をもって第 1 項に規定する助成研究者責務に代替することができる。

6. 第 2 項に規定する助成研究者責務についても前項と同様とする。

7. 助成研究者が研究成果に基づいて論文掲載あるいは論文発表等を行う場合には、当該研究が研究費助成金を受けていること（または受けてなされたこと）を明記もしくは言及しなければならない。

#### （研究期間）

第 8 条 研究計画の研究期間（以下、研究期間）は本学会会計年度単位で 1 年以上 3 年以内とする。

(研究費助成金の額)

第9条 研究費助成金の金額は、1助成研究当たり10万円以上50万円以内とする。ただし、年度ごとに研究費助成金の総額は第2条に規定する予算内の額とする。

2. 研究費助成金は下記の何れかにより第4条に規定する助成研究費の一部または全額として支出する。

(1)助成研究者が所属する大学等、当人が指定する機関への奨学寄附金等の申し込み

(2)成果を伴う助成研究者個人への委託研究費としての支払い

(3)本学会が経理すべき「研究費助成金特別会計(助成研究者名)」の設置

ただし、(2)の場合の経理等については本規程および本学会関連諸規定に定める規則に準拠し、(3)の場合については本規程および本学会関連諸規定に定める規則に従って適切に管理する。

3. 研究期間が多年度にわたる場合には、前項に規定する入金は年度ごとに分割して行う。

4. 第2項に規定する支出は、原則として、当該助成研究の応募段階で提出された助成研究費の支出計画に基づいてなされなければならない。

5. 助成研究者は、研究期間が終了した後、3か月以内に研究費助成金支出報告書(最終報告書または暫定報告書)および助成研究完了報告書を提出しなければならない。

6. 助成研究者は、前項において暫定報告書を提出した場合には、研究期間終了後2年度以内に研究費助成金支出報告書(最終報告書)を提出しなければならない。

(研究費助成金支出項目)

第10条 研究費助成金の支出項目は、原則として、研究補助者謝金、1件当たり10万円以下の消耗品、学術講演会参加等のための旅費、研究成果発表のためのオープンアクセス費用(APC: Article Processing Charge)等、当該助成研究遂行およびその研究成果発表等に直接必要な経費に限る。

(所掌委員会)

第11条 学術委員会の中に助成研究委員会(以下、委員会)を設置し、当委員会が研究助成のための公募、審査等の手続き等を所掌する。

(審査、議決)

第12条 委員会は、研究計画ごとに、正会員のなかから2名の研究計画審査委員(以下、審査委員)を指名し、研究計画に対する研究助成の可否についての審査(以下、研究助成審査)を依頼する。

2. 委員会は、研究計画ごとに、委員会委員(以下、委員)の中から研究助成審査担当委員(以下、担当委員)を指名する。

3. 担当委員は、第 1 項に規定する研究助成審査の結果をまとめ、委員会に報告する。
4. 委員会は、前項の報告に基づいて研究計画ごとに研究助成の可否を審議する。
5. 委員会は、前項の審議結果に基づいて、研究助成を行うべき研究計画を理事会に推薦する。
6. 理事会は、前項で推薦された研究助成を行うべき研究計画に対する研究助成の可否について議決する。

(助成研究者責務違背)

第 1 3 条 研究期間が多年度にわたりかつ助成研究者が第 7 条第 2 項に規定する助成研究者責務（学術講演会での論文の中間発表等）に違背した場合には、当該研究助成を取り消すことができる。

2. 前項の場合において、本学会は当該助成研究者に対し、本学会が第 9 条第 2 項の規定に従って既に支出した当該研究費助成金の一部または全額に相当する金額を当人の責任において返金することを求めることができる。

3. 助成研究者が第 7 条第 1 項に規定する助成研究者責務（以下、機関誌等での審査付き論文の発表責務）に違背した場合には、前項の規定を準用する。

4. 前 2 項に規定する返金の金額は、委員会の審議を経て理事会で議決する。

5. 第 3 項の規定にかかわらず、委員会の審議を経て、機関誌等での審査付き論文の発表責務を果たすべき期間を研究期間終了後 3 年度以内に延長することができる。ただし、それでもなお延長された期間内に当該助成研究者責務が果たされない場合には、第 3 項の規定が適用される。

(ペナルティ)

第 1 4 条 助成研究者責務に違背した助成研究者であった正会員は、第 5 条の規定にかかわらず、当該助成研究者責務違背の事実が確定した年度の次の年度から 3 年度にわたり本助成制度への応募資格を失う。

(運用規定)

第 1 5 条 本研究助成制度を運用するうえで、本規程で定まらない事項については別に定める。

(改正)

第 1 6 条 本規程は、理事会の審議を経て改正することができる。

附則

第1条 本規程は、理事会の議決を経て成立し、それと同時に施行する。

第2条 研究助成は、令和7年度から実施し、そのための研究計画の受付、審査等は令和6年度に実施する。

2. 令和8年度以降の実施も前項と同様とし、令和10年度において令和11年度研究助成が議決された後、本研究助成制度について見直しを行う。

3. 前項の見直しにおいて、本研究助成制度を継続すべきと結論付けられた場合には、更に5年間にわたり研究助成を実施する。

4. 前項の場合において第2項および第3項を準用する。

附則

この規程は、2024年6月10日から施行する。